

市第66号議案

横浜市営住宅条例の一部改正

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年11月27日提出

横浜市 長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例

横浜市営住宅条例（平成9年2月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号ア中「第6条第5項第1号」の次に「（公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号。以下「改正令」という。）附則第4条に規定する者にあつては、改正令による改正前の令（以下「旧令」という。）第6条第5項第1号）」を加え、同号イ中「第6条第5項第2号」の次に「（改正令附則第4条に規定する者にあつては、旧令第6条第5項第2号）」を加え、同号ウ中「第6条第5項第3号」の次に「（改正令附則第4条に規定する者にあつては、旧令第6条第5項第3号）」を加える。

第19条第1項中「第2条」の次に「及び改正令附則第3条」を加える。

第34条第1項中「第7条第1項第3号」を「令第6条第5項（改正令附則第5条に規定する者に係る平成26年3月31日までの間における収入にあつては、旧令第6条第5項）」に改め、同条第2項中「第9条」の次に「（改正令附則第5条に規定する者に係る平成26年3月31日までの間における収入にあつては、旧令第9条）」を加える。

第36条第2項中「第8条第2項」の次に「（改正令附則第5条に規定する者に係る平成26年3月31日までの間における使用料にあっては、旧令第8条第2項）」を加える。

別表の1の表中

栗田谷アパート
栗田谷住宅

を

栗田谷アパート

に

改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表の1の表の改正規定は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

栗田谷住宅を廃止するとともに、公営住宅法施行令の一部改正に伴い関係規定の整備を図るため、横浜市営住宅条例の一部を改正したいので提案する。